

●公表制度とは●

建物を利用する方自らが、建物に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるよう、志太消防本部のホームページ上に建物の消防法令違反を公表する制度です。

●公表対象となる建物●

飲食店や店舗等の不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設等の自力での避難が困難な方が利用する建物で、次の公表対象となる違反が立入検査で認められた建物です。



飲食店



百貨店



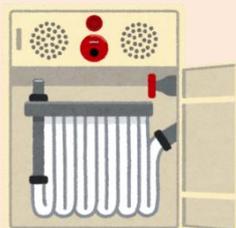
病院



福祉施設

●公表対象となる違反●

建物に義務付けられた消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備)が設置されていない違反です。



屋内消火栓設備



スプリンクラー設備



自動火災報知設備

●公表する内容●

- ①建物の名称 ②建物の所在地 ③違反の内容 ④公表開始日

お問合せ先
志太消防本部 予防課 TEL054-623-0119

志太消防本部